

『小樽市中小企業振興会議』について

1 設置について

「小樽市中小企業振興基本条例」に基づき、中小企業振興に資するため市長の附属機関として「中小企業振興会議」を設置する。(産学官金の新たなネットワーク)

2 委員について

会議は20人以内の委員をもって組織する。委員は、学識経験者、中小企業の振興に関係のある方、公募による方等のうちから市長が委嘱する。

3 目的及び概要

中小企業振興基本条例に規定する「施策の基本方針」(別紙「小樽市中小企業振興基本条例の概要」参照)などを具体化するための会議であり、委員の知見などに基づく調査審議により、中小企業振興策へ反映させるもの。市長の諮問に応じて中小企業振興施策について調査審議し意見を述べることのほか、自ら中小企業の振興に関する事項について調査審議し市長に対して意見を述べる。

4 スケジュール

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H30年度								第1回 (H30年11月) ・現状や施策等の説明 ・(調査審議)委員意見 ↓ 論点整理	短期案件 中長期案件 ↓ 論点整理	第2回 (H31年1月) (調査審議)委員意見 ↓ 論点整理	テーマの設定	
H31年度		第3回 (H31年5月) 諮問 ↓ 調査審議			第4回 (H31年8月) ↓ 調査審議			第5回 (H31年11月) 中間答申 ↓ 調査審議	短期テーマ 中長期テーマ ↓ H32)当初予算反映の検討	第6回 (H32年1月) ↓ 調査審議		
H32年度		第7回 (H32年5月) ↓ 調査審議			第8回 (H32年8月) ↓ 調査審議			第9回 (H32年11月) ↓ 答申	↓ H33)当初予算反映の検討			継続案件

小樽市中小企業振興基本条例の概要

前文

中小企業の重要性和条例の必要性

目的

中小企業の健全な発展を推進するため、基本理念や、中小企業振興に関係する各主体の役割などを明らかにするとともに、施策を総合的に推進し、本市経済の発展や市民生活の向上に寄与する。

基本理念

- ・ 中小企業振興に関係する各主体が協働すること。
- ・ 中小企業者等の自らの創意工夫や努力と、多様性を尊重すること。
- ・ 本市の産業構造や地域特性を踏まえて、地域の潜在力を生かすこと。
- ・ 経済的社会的環境の変化に的確に対応すること。

各主体の役割等

市の責務

- ・ 中小企業振興施策の総合的な策定、実施
- ・ 中小企業者等の実態把握と意見の反映
- ・ 関係機関との連携

中小企業者等の努力

- ・ 経営の革新、経営基盤の強化や、事業承継の自主的な取組
- ・ 関係機関との連携
- ・ 中小企業振興施策への協力
- ・ 雇用環境の整備や雇用の維持、創出
- ・ 大学等との協力による人材の育成
- ・ 豊かで暮らしやすい地域社会への貢献

市民の理解と協力

- ・ 中小企業者等が行う事業や社会貢献への関心
- ・ 商品の購入やサービスの利用

経済団体の役割

- ・ 中小企業者等への指導、支援
- ・ 中小企業振興施策への協力
- ・ 中小企業者等相互や関係機関等との連携促進

金融機関の役割

- ・ 円滑な資金調達や経営の革新、成長を支援
- ・ 中小企業振興施策への協力

大学等の役割

- ・ 地域の人材育成や研究成果の普及
- ・ 中小企業振興施策への協力

大企業者の役割

- ・ 中小企業者等との連携、協力
- ・ 商品の購入やサービスの利用
- ・ 中小企業振興施策への協力

施策の基本方針等

施策の基本方針

- 1 中小企業者等と関係機関との連携、中小企業者等相互の連携を促進
- 2 人材の育成、確保や資金供給の円滑化を図り、経営基盤の強化を促進
- 3 経営の革新や創業の促進を図り、創造的な事業活動を促進
- 4 経営の安定や事業承継の円滑化等を図り、経済的社会的環境の変化に対する適応の円滑化を促進
- 5 技術開発や独創的な技術等を利用した事業活動を促進
- 6 後志地域等との連携による地域資源の利用と地場製品の販路拡大を促進
- 7 労働環境や勤労者福祉の向上を支援
- 8 児童、生徒の勤労観や職業観を育成

財政上の措置

- ・ 中小企業振興施策を推進するための財政上の措置

市からの受注機会の増大

- ・ 工事発注や物品調達等の受注機会の増大

小規模企業者への配慮

- ・ 中小企業振興施策を講ずる際の小規模企業者への配慮

中小企業振興会議…中小企業振興施策等の調査審議

- ・ 設置
- ・ 所掌事務
- ・ 組織
- ・ 任期
- ・ 会長、副会長
- ・ 会議
- ・ 庶務
- ・ 運営事項